

公の施設の改革方針

1. 趣旨

うるま市では、合併前の四市町で設置された公の施設に加え、合併後新たに設置された施設を含め、約200近くの公の施設を管理・運営し、市民福祉の向上や文化振興、スポーツ振興等を推進しています。

しかし、公の施設の中には、設置から相当な年月が経過し、社会情勢や経済状況が大きく変化する中で、設置の目的や意義が薄れたり、利用率が低下している施設が見受けられます。

現在、これら公の施設の管理経費（人件費も含む）として、約14億円の一般財源（税金等）が支出され、市の財政にとって大きな負担となっています。

また地方自治法の改正により、公の施設の管理運営に「指定管理者制度」が導入され新たに民間事業者が管理運営主体として対象となったことから、単にコストの削減のみならず、その管理運営手法についても新たな対応が必要となっています。

このことから、公の施設については、コスト削減のための休・廃止や統廃合、市民が求めるサービスに応えるための他用途への転用や譲渡、利用方法の変更及び民営化等、そのあり方を抜本的に見直し、市民にとって利便性が高く、かつ、質の高いサービスをより少ないコストで提供できる施設に改革する必要があります。

そこで、公の施設の中でも、広く市民が利用する施設を中心に、設置の必要性やニーズ、運営主体の適否等を含めた施設のあり方や効率的な運営方法、受益者負担の適正化等の検討を定めた「公の施設の改革方針」を策定し、将来の方向性を定めるものとします。

2 . 対象施設

公の施設のうち、広く市民が利用することを対象とした施設。

3 . 見直しの視点

- (1) 市民ニーズが本当に高い施設なのか。
- (2) 利用率の低下が著しくないか。
- (3) 利用者が一部の地域もしくは特定の団体等の関係者に集中していないか。
- (4) 合併により類似の施設が重複していないか。
- (5) 近隣市町村、県による類似サービス提供により代替が可能ではないか。
- (6) 民間等による類似サービスの提供が可能ではないか。
- (7) 老朽化等により危険性が増していないか。
- (8) 市民の利用に対し、人件費を含めた施設管理コストが適正なものとなっているか。

4 . 見直しの基本的考え方

- (1) 市民の利用率等が低い施設やその設置目的に照らし必要性が薄れた施設は、休・廃止、売却及び用途転用等を検討する。
- (2) 一部地域住民や特定の団体の利用が集中している施設で、事実上、施設の広域性がない場合には、支障がない限り、当該団体等への譲渡等を進める。
- (3) 地域毎の設置の必要性が薄い重複施設や近隣市町村、県による類似サービスによる代替が可能な施設については、基本的に廃止、休止を検討する。
- (4) 民間等による類似サービスの提供が可能な施設については、指定管理者制度の導入や民営化の検討を行う。

(5) 老朽化し、安全性が低下している施設のうち、代替施設がある場合には、基本的に廃止、取り壊しを進める。

5 . 具体的な施策

(廃止・転用施設)

(1) 用途転用の推進

類似施設等で他用途転用が有効であると判断される場合、積極的にその推進を行い、新規の建設を抑制する。(補助事業で設置された施設についても、合併支援プランにおいて合併時に類似施設が複数ある場合には当該補助施設の他用途転用について十分考慮することとされている。)

(2) 譲渡・売却の推進

NPO団体、地域コミュニティ、福祉法人等でもサービス提供が可能な施設については、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)に留意しながら、普通財産への用途変更を行ったうえで、積極的に当該団体への譲渡や売却等を推進する。

(3) 休止・取り壊し

上記の取り組みが困難なものについては、当面の間、公の施設の機能の休止(休園・休館)を前提とする。また、老朽化等により危険度が高い施設については、早急に用途廃止の手続きを行ったうえで、取り壊し等の措置を実施し、その底地部分については売却等を推進する。

(存続施設)

(1) 管理コストの削減

「うるま市指定管理者制度の運用に関する指針」及び「うるま市事務事業の外部委託に関する指針」等に基づき、管理コスト削減の取り組みを強力に推進し、効率的な施設運営を実施する。

(2) 受益者負担、使用料の見直し

施設管理に関する情報公開を実施し市民の理解を得ながら、その維持管理に係る所要経費に応じた適正な負担となるよう、施設の使用料等の見直しを行う。また、基本的に使用料が発生しない施設であっても、雑費負担や手数料等の徴収の方法を検討する。

(3) 利用者意識の把握

施設の利用者（市民）のニーズ等を的確に把握するために、定期的な意識調査等実施し、施設の管理運営等に反映させる。

(4) 定期的な見直しの推進

当面の間、存続させることとしている公の施設であっても、定期的（3年毎）に見直しの視点等に沿ってそのあり方を検討し、判断していくこととする。

6 . その他（留意事項）

- (1) 対象とする施設のうち、先行して指定管理者制度の導入を実施している場合には、本方針に基づきその見直しを推進すること。
- (2) 施設の休・廃止を検討する場合には、休・廃止後の利活用の方策や利用者にとっての代替施設の有無等にも十分留意すること。